

公募のお知らせ

業務委託名 「名勝円山公園保存管理計画調査業務委託」

平成26年5月
京都市建設局

業務委託受託候補者の選定を公募型プロポーザルで実施しますので、次のとおり公募します。

平成26年5月8日

京都市長 門川大作

1 公募対象業務に関する事項

- (1) 業務委託名
名勝円山公園保存管理計画調査業務委託
- (2) 業務委託案件の特質など
応募時に配布する本業務に関する書面（以下「仕様書等」という）は、以下のとおりです。
 - ア 名勝円山公園保存管理計画調査業務の業務委託仕様書
 - イ 名勝円山公園保存管理計画調査業務委託の業務受託候補者選定に係る実施要領
 - ウ 名勝円山公園保存管理計画調査業務委託の業務受託候補者選定に係る審査基準
 - エ 名勝円山公園保存管理計画調査業務委託の業務受託候補者選定に係る技術提案の審査等説明書
 - オ その他の閲覧できる資料
(名勝円山公園平面図, 円山公園平面図)
- (3) 履行期限
契約日の翌日から平成27年3月31日まで
- (4) 成果物納品場所
京都市建設局みどり政策推進室

2 応募者の資格に関する事項

応募者は、資格要件を全て満たしていることとします。

- (1) 応募者の公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこととします。
- (2) 京都市契約事務規則第4条第1項に規定する一般競争入札名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争資格者名簿に登録されている者とする。
- (3) 建設コンサルタント登録規定に基づく登録において、「造園部門」又は「都市計画及び地方計画部門」に登録していることとします。
- (4) 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目において「都市計画及び地方計画」に係る技術士資格者、又はシビルコンサルティングマネージャー（RC CM）登録規則に規定する技術部門のうち、「造園部門」に係るRC CM資格者を管理技術者として配置し得ることとします。

(5) 一つの契約において、次のア～ウの全ての要件を満たす業務委託を履行した実績があることとします。

ア 国又は地方公共団体が発注したものであること。

イ 平成11年度以降に元請けとして受注し、履行済みであること。

ウ 名勝・史跡の保存管理計画策定業務であること。

(定義)

・管理技術者とは、業務の管理及び統括を行うとともに、技術上の一切の事項を処理するものとします。

・主任技術者とは、管理技術者の指示等に基づく発注者との協議、受託者の具体的な業務に実施の取りまとめ等を行うものとします。

3 仕様書等の配布方法と配布期限

(1) 配布及び閲覧方法

平成26年5月8日から、5の場所において無償で配布し、閲覧することができます。

ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時までとします（正午から午後1時までを除く）。

(2) 配布期限

本プロポーザル実施についての問い合わせ期限である平成26年5月15日までとします。ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時までとします（正午から午後1時までを除く）。

4 受託候補者の選定方法

受託候補者の選定は、京都市建設局技術審査委員会及び受託候補者選定部会において、技術提案書及びヒアリング（プレゼンテーション）により行います。評価項目は、下記のとおりとします。

(1) 予定技術者（管理技術者、主任技術者）の実績等

(2) 予定技術者（管理技術者、主任技術者）の有する資格、経験年数

(3) 専門技術力の確認

(4) 本業務に対する理解度

(5) 提案内容の的確性

(6) 全般

5 資料の配布及び閲覧の場所と期間

(1) 配布方法

平成26年5月8日から、8（1）の場所において無償で配布します。

(2) 閲覧方法

平成26年5月8日から、8（2）の場所において無償で閲覧できます。

(3) 資料の配布及び閲覧の期間

平成26年5月8日～平成26年5月15日まで（市役所閉庁日を除く。）

上記の期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

6 技術提案書の提出について

(1) 提出部数

10部（正本1部，副本9部）

(2) 提出期限及び方法

平成26年5月28日午後5時までに、8（1）の場所に持参してください。（ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））これ以外の手段（郵送，FAX，電子メール等）による提出は受理しません。

7 ヒアリング（プレゼンテーション）の実施について

ヒアリング（プレゼンテーション）については、提案内容に関する確認や補足説明を受けることを主に目的として平成26年6月13日（時間，場所は未定）に実施することを予定していますが，詳細は別途通知します。

なお，日程は変更することがあります。ヒアリング（プレゼンテーション）については担当者3名以内（管理技術者，主任技術者を必ず含むこと）が出席することとします。

8 問い合わせについて

(1) 手続等に関する問い合わせ先及び技術提案書提出先

京都市建設局建設企画部監理検査課（担当：藤田，大原）

電話 075-222-3548 FAX 075-213-0149

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(2) 業務内容に関する問い合わせ先

京都市建設局みどり政策推進室（担当：若松，松永）

電話 075-222-3589 FAX 075-212-8704

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

(3) 問い合わせ方法

ア 本プロポーザルについての問い合わせは，原則として書面（様式自由）により，平成26年5月15日午後5時（市役所閉庁日を除く。）までに行ってください。また，問い合わせについては，持参，郵送，FAXのいずれかの手段を利用してください。郵送，FAXによる問い合わせを行った場合には，着信確認を行ってください。

郵送の場合は期限日の消印まで有効とします。

イ 問い合わせに対する回答は、上記問い合わせ期限の翌日から起算して概ね5日（市役所閉庁日を除く。）以内に、京都市建設局建設企画部監理検査課ホームページにて公開する予定です。

監理検査課 HP (<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-3-0-0.html>)

9 受託候補者の選定

受託候補者は、提出された技術提案書の内容に関する確認や補足説明を受ける技術提案書に対するヒアリング（プレゼンテーション）により審査を行い、受託候補者を選定します。

10 選定結果の通知

- (1) 審査による選定結果は、技術提案書を提出した応募者に対し理由とともに文書により通知いたします。
- (2) 審査により選定されなかった場合には、前項（1）の通知を行った翌日から起算して5日間以内（市役所閉庁時を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））に京都市建設局技術審査委員会に対して、非選定の理由に関する説明を求めることができます。この場合の請求は、文書（様式自由）により行ってください。
- (3) 前項（2）に係る請求が行われた場合は、京都市建設局技術審査委員会より、請求の書面を収受した日から起算して10日間以内に（市役所閉庁日を除く。）に文書により理由を回答します。
- (4) 前項（2）に規定する請求に係る文書の提出先は、以下のとおりとし、持参、郵送、FAXのいずれかの手段を利用してください。郵送、FAXによる提出を行った場合には、着信確認を行ってください。郵送の場合は期限日の消印まで有効とします。

提出先

京都市建設局建設企画部監理検査課進行管理係（担当：藤田，大原）

電話 075-222-3548 FAX 075-213-0149

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

11 契約の締結

- (1) 選定された受託候補者とは、評価した技術提案書を基に協議を行ったうえで、業務委託仕様書を再度作成し、価格交渉を行い、業務委託契約を締結します。なお、受託候補者との協議が整わない場合、評価点の高い提案者と順次契約に関する協議を行います。

- (2) 業務は平成26年度と平成27年度の2箇年で行う予定ですが、契約は平成26年度のみとし、平成27年度については、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定により競争入札参加停止を受けた場合（ただし、京都市契約事務規則の施行に関する要綱第2条第1項第3号に掲げる場合のいずれかに該当する場合を除く）、又は予算措置がなされなかった場合等、特別な事情がない限り、平成26年度受託業者と随意契約を行う予定です。
- (3) 概算予定価格は、以下のとおりで、契約金額の上限も同額とします。
平成26年度：3百万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
平成27年度：3百万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）【予定】
- (4) 契約後において、技術提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがあります。

12 その他

- (1) 技術提案書に記載された管理技術者及び主任技術者は、その変更合理的な理由があり、同等の業務が実施できることを条件に本市が承諾する場合を除き、受託候補者選定期間中、及び本事業履行期間中、技術提案書に記載された技術者を変更することはできません。
- (2) 技術提案書作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された技術提案書は、返却しません。
- (4) 提出された技術提案書は、京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には、受託候補者の選定が完了した後において、これを申請者に公開する。ただし、第7条第2項に該当する場合を除きます。
- (5) 技術提案書の提出後、本市の判断で補足資料の提出を求めることがあります。
- (6) 第三者が所有する土地に、無断で侵入し調査等を行わないこととします。